

平成 27 年 7 月 31 日

各 位

青い森信用金庫

青い森しんきん法人インターネットバンキングにおける
預金等の不正な払戻しに関する被害補償の開始について

青い森信用金庫では、全国的なインターネットバンキングの不正送金被害発生等の社会情勢を踏まえて、「青い森しんきん法人インターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する被害補償」を下記のとおり開始いたしますので、お知らせいたします。

当金庫では、インターネットバンキングの信頼性を高め、お客さまに安心してご利用いただくため、セキュリティ対策の強化に努めてまいります。

記

1. 補償開始日

平成 27 年 8 月 1 日（土）

2. 実施内容

青い森しんきん法人インターネットバンキングにより、ご契約者さまの意志に基づかない不正な払戻し被害が発生した場合、1 契約（1 法人当り）につき年間 1,000 万円を限度に被害を補償いたします。

なお、個人事業主さまの補償につきましては、従来のまま補償させていただきます。

3. 補償対象とならない場合

(1)平成 27 年 7 月 31 日以前の被害

(2)不正送金が発生した日の翌日から 30 日以内に当金庫へ被害の通知が行われなかった場合

(3)顧客情報または端末機がご契約者さまに到達する前に生じた顧客情報もしくは端末機の盗難または紛失による損害

(4)他人に強要されたインターネットバンキングの不正使用による損害

(5)ご契約者さまの端末機および通信媒体が正常な機能を発揮しない状態で行なわれた使用による損害

- (6)ご契約者さまの故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
 - ①盗難にあったお客さまカードに利用者登録パスワードを記載していた為に不正利用された場合
 - ②他人にインターネットバンキングに必要な情報を教えていた為に不正利用された場合 等
- (7)口座名義人の同居の親族、別居の未婚の子、同居人または留守を預かるものが自ら行なった盗難または加担した損害
- (8)ご契約者さまの使用人が自ら行なった盗難または加担した盗難による損害
- (9)戦争・変乱または地震若しくは噴火またはこれらによる津波に基づく著しい秩序の混乱に乗じてなされた行為による損害
- (10)ご契約者さまが警察に被害届けを出さない、被害事実等の説明や捜査へのご協力を行なっていない場合
- (11)ウィルス対策ソフトをご利用されていない場合

4. ご契約者さまに講じていただくセキュリティ対策について

- (1)電子証明書のセキュリティ強化やインターネットバンキング専用のセキュリティ対策ソフトの導入など、当金庫が提供しているセキュリティ対策を実施する。
- (2)インターネットバンキングに使用するパソコンに関し、基本ソフトやウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新をする。
- (3)パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカー等のサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等の使用を行なわない。
- (4)インターネットバンキングに係るパスワード等を厳格に管理し、定期的にこれを変更する。
- (5)当金庫が指定した正規の手順以外で電子証明書を利用しない。
- (6)パソコンの利用目的として、インターネット接続時の利用はインターネットバンキングに限定する。
- (7)パソコンや無線LANのルータ等について、未利用時は可能な限り電源を切断する。
- (8)取引の申請者と承認者とで異なるパソコンを利用する。
- (9)振込・払戻し等の限度額を必要な範囲内でできるだけ低く設定する。
- (10)不審なログイン履歴や身に覚えがない取引履歴、取引通知メールがないかをその都度確認する。

5. 被害に遭われた場合

被害に遭われた場合には、直ちに当金庫本支店へご連絡ください。

以上